

ラムサール登録湿地中海に作られた米子水鳥公園の保全について

○神谷要（中海水鳥国際交流基金財団）

米子水鳥公園は、1995年に中海干拓事業彦名工区に作られた水鳥の保護区である。干拓途中の水辺に、多くの水鳥が集まり、それを見た市民が、保護運動を始めた。これを受け米子市は、干拓地の一部(27ha)を買い取り、米子水鳥公園が作られた。現在、コハクチョウ (*Cygnus columbianus jankowskyi*)、マガン (*Anser albifrons*) など、年間100種類以上、最大約一万羽の野鳥が飛来し、2005年には、中海の一部としてラムサール条約登録湿地となっている。また、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ (EAAF) の参加地として、水鳥の渡りにとって重要な湿地として国際的な活動にも参加している場所である。ここを管理する中海水鳥国際交流基金財団（以下、財団）は、鳥取県と米子市が出資して作った財団であり、園内に設置されたネイチャーセンターを拠点に、鳥に関する国際交流・調査研究・普及啓発活動に取り組んでいる。

ラムサール条約では、締約国会議の決議VII.9、VIII.31に、湿地の管理と保全のための「CEPA」が決議されている。CEPAとは、「対話と交流、教育普及啓発プログラム」(Communication, Education and Public Awareness)の略称で、世界中の全てのレベルで、湿地の価値と機能に関する知識を高めることを実行するためにつくられたものである。CEPAでは「意識から行動への連鎖」をめざしている。これは、「情報の提供が意識を高める（野鳥解説を受ける）→意識の向上が知識を育てる（自然体験イベントに参加する）→知識が課題の理解を導く（イベント参加者との対話）→理解は関心を引き出す（環境保全活動に参加する）→関心は行動を引き起こす（ライフスタイルの変化）」という連鎖を起こすことを狙っている。

そこで米子水鳥公園では、この考え方に基づき市民参画型の環境管理をめざして、積極的に市民の参加を求めている。そのため、米子水鳥公園では、草刈りや島作り等の野鳥の生息地の環境保全作業に、年間延べ1500人のボランティア参加している。財団では、環境管理作業を行うに当たり、なぜ水鳥の生息地の保全のために管理作業が必要なのかをボランティアに説明している。これにより、多くの市民が環境管理作業への参加を通じて、水鳥や生態系のしくみについてより深い理解し、その結果、多くの市民が湿地保全の重要性を認識することとなった。

さらに、米子水鳥公園では、行政、財団、市民の三者が、水鳥公園の管理や事業などについて話し合う場を定期的に設けている。この場において、環境管理作業における結果と効果と判断し、次の作業の計画を考えている。このように米子水鳥公園では、環境管理のあり方などを市民と対話しながら、野鳥が飛来する環境を順応的に管理する事を目指している。このように市民により始まった公園は、現在も市民の参加によって運営されている。

